

掛 川 市 公 告

掛川市地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定に基づき、下記のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、当該地域計画（案）の利害関係人は、下記により意見書を提出することができる。

令和7年3月11日

掛川市長 久 保 田 崇

記

1 地域計画（案）を作成した地区

22地区（東山、日坂、東山口・西山口、倉真、西郷、栗本、原泉、原田、原谷、桜木、和田岡、曾我、上内田、千浜、睦浜、大坂、土方、佐束、中、横須賀・山崎、沖之須・西大渕、大渕）

2 縦覧期間

令和7年3月11日（火）から令和7年3月25日（火）まで

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

掛川市役所産業経済部農林課

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所3階

5 意見書の提出

地域計画（案）の利害関係人は、上記の縦覧期間内に市に意見書を提出することができる。